ORCHESTRA HOLDINGS

証券コード：6533

第11回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2020年３月27日（金曜日）午前10時
午前９時半開場予定

開催場所

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
A-PLACE恵比寿南５階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

目　次

第11回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
（添付書類）
事業報告…… 9
連結計算書類…… 31
計算書類…… 33
監査報告…… 35

株式会社Orchestra Holdings

株　主　各　位

証券コード：6533
2020年３月12日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
株式会社Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役社長　中　村　慶　郎

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年３月26日（木曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年３月27日（金曜日）午前10時（午前９時半開場予定）
２．場　　所　　東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号　A-PLACE恵比寿南５階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第11期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://orchestra-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は上記ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき６円
　　その内訳　　普通配当　　４円
　　創立10周年記念配当　　２円
　　配当総額　　５４，９３７，８１８円

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年３月30日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	ナカムラ　ヨシロウ **中村　慶郎** （1974年10月22日）	1998年４月　野村證券株式会社入社 1999年４月　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社入社 2001年３月　バンクオブアメリカNA入社 2005年７月　ロンドン大学経営学修士課程修了 2005年９月　日本ロレアル株式会社入社 2009年６月　当社設立、取締役就任 2010年５月　株式会社ビズスタイル取締役就任 2011年２月　株式会社ビズスタイル代表取締役就任 2011年３月　当社代表取締役就任 2015年６月　当社代表取締役社長CEO就任 2017年６月　株式会社Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2017年７月　株式会社ライフテクノロジー（現 株式会社Sharing Innovations）取締役就任 2017年８月　株式会社あゆた（現 株式会社Sharing Innovations）代表取締役会長就任 2018年４月　株式会社ライフテクノロジー（現 株式会社Sharing Innovations）代表取締役就任 2018年７月　株式会社Sharing Innovations代表取締役CEO就任 2019年１月　株式会社Sharing Innovations取締役会長就任（現任） 2019年４月　当社代表取締役社長就任（現任）	1,601,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	サトウ　トシキ **佐藤　亨樹** （1979年3月1日）	2002年４月　株式会社大広入社 2009年６月　当社設立 2011年２月　株式会社ビズスタイル取締役就任 2011年２月　当社取締役就任 2015年11月　当社取締役COO就任 2016年３月　当社代表取締役COO就任 2017年６月　株式会社Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2017年７月　株式会社ライフテクノロジー（現 株式会社Sharing Innovations）取締役就任 2018年４月　株式会社ライフテクノロジー（現 株式会社Sharing Innovations）代表取締役就任 2018年７月　株式会社Sharing Innovations代表取締役COO就任 2018年12月　株式会社ネクシーズグループ取締役就任（現任） 2019年１月　株式会社Sharing Innovations取締役副会長就任（現任） 2019年４月　当社代表取締役就任（現任）	1,601,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	スズキ　ケンジ **鈴木　謙司** （1980年11月18日）	2004年４月　アビームコンサルティング株式会社入社 2006年２月　株式会社サイバーエージェント入社 2011年９月　株式会社ビズスタイル入社 2012年１月　当社入社 2013年１月　当社アカウントエグゼクティブ部門長就任 2013年３月　当社取締役デジタルマーケティング事業担当就任（現任） 2017年７月　株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役社長就任（現任）	381,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	イヨギ　ナオミ 五代儀　直美 （1975年８月26日）	1998年４月　野村證券株式会社入社 2000年６月　EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社入社 2003年10月　新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年８月　ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社 2014年９月　当社入社　コーポレートマネジメント部門長就任 2014年10月　当社取締役就任 2015年11月　当社取締役CFO就任（現任） 2017年６月　株式会社Orchestra Investment取締役就任（現任） 2017年８月　株式会社あゆた（現 株式会社Sharing Innovations）取締役就任	140,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 再任	ワカマツ　トシキ 若松　俊樹 （1977年９月19日）	2005年10月　第二東京弁護士会登録 2005年10月　佐藤総合法律事務所入所 2011年６月　株式会社イワキ監査役就任 2016年６月　当社社外取締役就任（現任） 2019年10月　Saltus法律事務所　代表就任（現任）	－

（注）１．若松俊樹氏は社外取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．若松俊樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていきたいためであります。
４．若松俊樹氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月となります。
５．当社は、若松俊樹氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限度とする契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、若松俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	ナカジマ　ユキコ **中島　由紀子** （1982年11月24日）	2005年４月　株式会社東京組入社 2013年２月　有限責任あずさ監査法人入所 2018年５月　中島公認会計士事務所　代表就任（現任） 2018年８月　株式会社BitStar　社外監査役就任（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	スギウラ　ナオキ **杉浦　直樹** （1973年12月７日）	1999年４月　野村證券株式会社入社 2003年12月　新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2005年８月　杉浦公認会計士事務所　代表就任（現任） 2008年12月　株式会社アセットプライム設立　代表取締役就任（現任） 2009年６月　当社社外監査役就任（現任） 2010年２月　株式会社サリーナ　取締役就任 2016年11月　税理士法人アセットプライム　代表社員就任（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	イワナミ　リュウタロウ **岩波　竜太郎** （1975年12月17日）	2000年10月　監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2014年２月　くにうみアセットマネジメント株式会社入社 2014年９月　同社執行役員管理本部長就任 2015年５月　岩波公認会計士事務所　代表就任（現任） 2016年３月　当社社外監査役就任（現任） 2016年10月　アイプラスアドバイザリー株式会社　代表取締役就任（現任）	－

（注）１．中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は社外監査役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．各候補者を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていきたいためであります。
4．杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、杉浦氏は10年10ヶ月、岩波氏は４年となります。
5．当社は、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏との間で会社法第427条第１項の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6．当社は、中島由紀子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
7．当社は、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
8．中島由紀子氏の選任が承認された場合には、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。

以　上

（添付書類）

事業報告（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2019年１月１日から2019年12月31日まで）における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善が見られる一方、海外経済の不確実性などにより、その先行きは不透明な状況にあります。

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、IT人材不足が今後ますます深刻化し、2030年には約59万人程度までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所：経済産業省「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」）

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的として、クラウドファースト戦略を実行する企業が増加しており、2018年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は、前年比27.2%増の6,688億円となりました。2018年～2023年の年間平均成長率は20.4%で推移し、2023年の市場規模は2018年比2.5倍の1兆6,940億円になると予測されております。（出所:IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場予測」）

デジタルマーケティング領域においては、引き続きインターネット広告市場が、2018年には１兆7,589億円（前年比16.5％増：株式会社電通発表）と伸長しており、地上波テレビ広告費１兆7,848億円（前年比1.8％減：株式会社電通発表）に迫る規模まで拡大、その中でも主力サービスである運用型広告市場は１兆1,518億円（前年比22.5％増：株式会社電通発表）と大きく伸長しております。

このような環境のもと、デジタルトランスフォーメーション事業（旧ソリューション事業）においては、クラウドインテグレーション分野の強化を進めるとともに、M&Aによる事業規模の拡大と人材採用による開発体制の拡充を行い、当社グループにおける新たな事業の柱としての確立を推進してまいりました。デジタルマーケティング事業においては、市場成長を着実に捉え、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともに、デジタルトランスフォーメーション事業との連携により、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制を強化してまいりました。その他事業では、プラットフォーム事業（旧ライフテクノロジー事業）における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は9,339,152千円（前期比28.7％増）、営業利益527,882千円（前期比11.3％増）、経常利益534,549千円（前期比17.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益274,800千円（前期比15.9％減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来の「ソリューション事業」の名称を「デジタルトランスフォーメーション事業」に変更しております。当事業においては、これまで様々なソフトウェアやシステム開発を行って参りましたが、近年多くの企業においてデジタルトランスフォーメーション（DX）の取り組みが急務となっている中で、顧客企業のニーズと加速する技術トレンドを的確に捉え、企業のデジタル変革を支援していくにあたり、事業内容をより適切に表現するため当該セグメントの名称を変更するものであります。また、従来の「ライフテクノロジー事業」については、名称を「プラットフォーム事業」に変更し、新規事業と共に「その他」の区分に含めております。当連結会計年度の分析は変更後の区分及び名称に基づいております。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発、クラウドインテグレーション等の案件受注が順調に拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,497,245千円（前期比269.2%増）、セグメント利益（営業利益）は363,767千円（前期比118.5%増）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移しております。上期において一部大口顧客との取引終了により昨対比での成長率が鈍化いたしましたが、足元の受注は順調に増加しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は6,513,266千円（前期比4.7%増）、セグメント利益（営業利益）は、898,137千円（前期比8.4%増）となりました。

③ その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリーウラーラ」を主力としたプラットフォーム事業（旧ライフテクノロジー事業）や、新規事業として、タレントマネジメントシステム「ESI」の開発・販売、M&Aプラットフォーム「Concerto」の開発・運営などに取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は373,184千円（前期比4.1%減）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント利益（営業利益）は、13,340千円（前期比37.8%減)となりました。

2．重要な組織再編等の状況

当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsは、2019年４月５日付で株式会社ワン・オー・ワンの株式を取得し、完全子会社といたしました。その後、当社は、2019年９月１日付で株式会社Sharing Innovationsから株式会社ワン・オー・ワンの株式を取得し、完全子会社といたしました。

当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsは、2019年１月31日付で株式会社クラフトリッジの株式を取得し、完全子会社といたしました。なお、株式会社クラフトリッジは、2019年９月27日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsは、2019年５月１日付で同社を存続会社として株式会社ライフテクノロジーを吸収合併いたしました。

当社の子会社である株式会社Sharing Innovationsの完全子会社である株式会社エス・エス・アヴェニューは、2019年10月10日付で清算結了いたしました。

3．財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 8 期 (2016年12月期)	第 9 期 (2017年12月期)	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高（百万円）	4,920	5,897	7,255	9,339
経常利益（百万円）	298	363	455	534
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	199	241	326	274
1株当たり当期純利益（円）	25.12	28.55	38.45	31.63
総資産（百万円）	1,582	2,168	2,702	3,762
純資産（百万円）	539	783	1,111	1,349
1株当たり純資産額（円）	64.19	92.41	128.77	147.79

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3．当社は、2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第 8 期 (2016年12月期)	第 9 期 (2017年12月期)	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高(百万円)	4,924	3,050	404	441
経常利益(百万円)	305	181	6	0
当期純損益(百万円)	204	120	0	△9
1株当たり当期純利益 (円)	25.81	14.32	0.05	△1.11
総資産(百万円)	1,589	1,182	1,536	2,531
純資産(百万円)	547	669	672	628
1株当たり純資産額 (円)	65.11	79.11	77.93	68.66

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3．当社は、2016年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

4．対処すべき課題

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし継続的に成長しております。当社グループはそのような事業環境の中で、顧客満足度の高いサービスを継続的に提供し、市場における更なる評価を得るべく、以下の施策に取り組んでまいります。

なお、当連結会計年度より、従来の「ソリューション事業」の名称を「デジタルトランスフォーメーション事業」に変更しております。また、従来の「ライフテクノロジー事業」については、名称を「プラットフォーム事業」に変更し、新規事業と共に「その他」の区分に含めております。当連結会計年度の分析は変更後の区分及び名称に基づいております。

⑴ デジタルトランスフォーメーション事業

新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はＩｏＴ（注１）やＶＲ（注２）の進展、ＡＩ（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

（注）１．ＩｏＴとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。

２．ＶＲとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

⑵ デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、デジタルトランスフォーメーション事業との連携により、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、インターネット広告市場が、2018年には１兆7,589億円（前年比16.5％増：株式会社電通発表）と伸長しており、地上波テレビ広告費１兆7,848億円（前年比1.8％減：株式会社

電通発表）に迫る規模まで拡大しております。中でも主力サービスである運用型広告市場は１兆1,518億円（前年比22.5％増：株式会社電通発表）と大きく伸長しております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

⑶ 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。

かかる課題に対して、当社グループでは市場調査をすすめており、デジタルトランスフォーメーション事業においては、海外における開発体制構築の可能性等を検討しております。

⑷ 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

⑸ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5．主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、WEBシステム開発、アプリ開発
デジタルマーケティング事業	運用型広告、ＳＥＯコンサルティング、クリエイティブサービス
その他	プラットフォーム事業、新規事業等

（注）　当連結会計年度より、従来の「ソリューション事業」の名称を「デジタルトランスフォーメーション事業」に変更しております。また、従来の「ライフテクノロジー事業」については、名称を「プラットフォーム事業」に変更し、新規事業と共に「その他」の区分に含めております。当連結会計年度の分析は変更後の区分及び名称に基づいております。

6．主要な事業所及び使用人の状況（2019年12月31日現在）

⑴ 主要な事業所

① 当社
本社：東京都渋谷区

② 子会社
株式会社デジタルアイデンティティ
（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、大阪支社（大阪府大阪市））
株式会社Sharing Innovations
（本社：東京都渋谷区、支社：五反田事務所（東京都品川区）、福岡事務所（福岡県福岡市）、大分事務所（大分県大分市））
株式会社クラフトリッジ（本社：東京都渋谷区）
株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）
株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都千代田区）
株式会社DI Continents（本社：東京都渋谷区）
株式会社Concerto Partners（本社：東京都渋谷区）

⑵ 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	158名	40名増
デジタルマーケティング事業	93名	3名減
その他	15名	7名増
全社（共通）	10名	増減なし
合計	276名	44名増

（注）1．使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3．使用人数が前連結会計年度末と比べて44名増加しましたのは、当社が、2019年１月31日付で株式会社クラフトリッジの株式を取得し、完全子会社化したこと及び業容の拡大に伴い期中採用が増加したためであります。
4．当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	増減なし	32.4歳	2.8年

7．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

該当事項はありません。

⑵ 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金または出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社Sharing Innovations	東京都渋谷区	330	デジタルトランスフォーメーション事業、プラットフォーム事業	100.0
株式会社クラフトリッジ	東京都渋谷区	20	デジタルトランスフォーメーション事業	100.0
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区	17	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都千代田区	10	ソフトウェア開発販売及びクラウドサービス事業	100.0
株式会社DI Continents	東京都渋谷区	4	デジタルマーケティング事業	66.9
株式会社Concerto Partners	東京都渋谷区	3	M&Aプラットフォーム事業	100.0

（注）1．株式会社Sharing Innovationsは、2019年12月30日付で増資を行い、資本金が増加しております。
2．株式会社Sharing Innovationsは、2019年１月31日付で株式会社クラフトリッジの株式を取得し、完全子会社化しております。なお、株式会社クラフトリッジは、2019年９月27日付で解散を決議し、清算手続き中であります。
3．株式会社クラフトリッジに対する当社の議決権比率は、当社の子会社である株式会社SharingInnovationsを通じての間接所有分となります。
4．当社は、2019年９月１日付で株式会社ワン・オー・ワンの株式を取得し、完全子会社化しております。
5．株式会社Concerto Partnersは、2019年５月20日付で合同会社カルテットを組織変更し、設立しております。
6．株式会社ライフテクノロジーは、2019年５月１日付で株式会社Sharing Innovationsを存続会社として吸収合併しております。
7．株式会社エス・エス・アヴェニューは、2019年10月10日付で清算結了しております。

8．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社Sharing Innovatins
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	735百万円
当社の総資産額	2,531百万円

8．主要な借入先及び借入額（2019年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	409,760千円
株式会社りそな銀行	250,000千円

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　31,000,000株
② 発行済株式の総数　9,156,400株
（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は526,800株増加しております。
③ 当事業年度末の株主数　2,598名
④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,601,200株	17.4%
佐藤亨樹	1,601,200株	17.4%
慶キャピタル株式会社	775,200株	8.4%
ＴＳＫ　ｃａｐｉｔａｌ株式会社	775,200株	8.4%
脇山季秋	400,000株	4.3%
鈴木謙司	381,600株	4.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	317,000株	3.4%
五代儀直美	140,000株	1.5%
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	138,600株	1.5%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ＡＣ　ＩＳＧ（ＦＥ-ＡＣ）	126,074株	1.3%

（注）持株比率は自己株式（97株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権
新株予約権の数	1,576個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　630,400株
新株予約権の発行価額	無償発行
権利行使時1株当たりの行使価額	17円
新株予約権の行使期間	自　2016年10月15日 至　2024年10月10日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）　新株予約権の主な行使条件

① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

③ 2017年12月1日付で行った1株を2株とする株式分割、2018年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「権利行使時1株当たりの行使価額」は調整されております。

名称	第３回新株予約権
新株予約権の数	2,242個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　224,200株
新株予約権の発行価額	新株予約権１個当たり7円
権利行使時１株当たりの行使価額	866円
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2024年３月31日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）　新株予約権の主な行使条件

① 2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50％。
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100％

② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

2．当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第３回新株予約権
新株予約権の数	569個
当社使用人等の交付状況	当社使用人　（2名　24個　2,400株） 子会社の役員及び使用人（23名　545個　54,500株）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　56,900株
新株予約権の発行価額	新株予約権１個当たり7円
権利行使時１株当たりの行使価額	866円
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2024年３月31日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）　新株予約権の主な行使条件

① 2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50％。
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100％

② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村慶郎		株式会社Sharing Innovations取締役会長、株式会社Orchestra Investment代表取締役
代表取締役	佐藤亨樹		株式会社ネクシーズグループ取締役、株式会社Sharing Innovations取締役副会長、株式会社Orchestra Investment代表取締役
取締役	鈴木謙司	デジタルマーケティング事業担当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役社長
取締役CFO	五代儀直美		株式会社Orchestra Investment取締役
取締役	若松俊樹		Saltus法律事務所代表
常勤監査役	石﨑文雄		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社Sharing Innovations監査役、株式会社Orchestra Investment監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役
監査役	杉浦直樹		株式会社アセットプライム代表取締役 税理士法人アセットプライム代表社員 杉浦公認会計士事務所代表
監査役	岩波竜太郎		岩波公認会計士事務所代表 アイプラスアドバイザリー株式会社 代表取締役

（注）1．取締役若松俊樹氏は、社外取締役であります。
2．取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．監査役石﨑文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4．監査役杉浦直樹氏、岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役若松俊樹氏、監査役石﨑文雄氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

6．取締役若松俊樹氏、監査役杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としています。

3．当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区　　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5人 （1人）	111,000千円 （3,000千円）
監査役	3人	12,600千円
計	8人	123,600千円

（注）　監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

4．各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	若松俊樹	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制等の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	石﨑文雄	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、豊富な知識と経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査の結果などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉浦直樹	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩波竜太郎	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

5．社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	4人	15,600千円

6．記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　24,000千円

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　35,556千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。

(b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。

(c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。

(d) 当社は、内部監査室をして、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

(a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。

(b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。

(c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

⑦　監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)　当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(b)　監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

・重要な機関決定事項
・経営状況のうち重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
・重大な法令・定款違反
・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
・その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。

⑨　その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

(b)　当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。

(c)　監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2019年１月１日から2019年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(a) 主な会議開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。

(b) 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(c) 内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はございません。

＜備考＞

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2019年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	2,527,153
現金及び預金	689,071
受取手形及び売掛金	1,442,178
仕掛品	35,253
預け金	209,325
その他	151,323
固定資産	1,235,125
有形固定資産	21,604
建物	15,357
工具、器具及び備品	6,246
無形固定資産	701,052
のれん	677,857
その他	23,195
投資その他の資産	512,469
投資有価証券	267,813
繰延税金資産	39,366
敷金	189,298
その他	15,990
資産合計	3,762,279

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	1,915,093
買掛金	1,241,173
1年内返済予定の長期借入金	161,580
未払法人税等	138,995
未払消費税等	82,345
賞与引当金	16,648
その他	274,348
固定負債	498,180
長期借入金	498,180
負債合計	2,413,273
（純資産の部）	
株主資本	1,351,796
資本金	189,193
資本剰余金	116,447
利益剰余金	1,046,257
自己株式	△102
新株予約権	1,411
非支配株主持分	△4,201
純資産合計	1,349,006
負債・純資産合計	3,762,279

連結損益計算書

（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		9,339,152
売上原価		7,465,144
売上総利益		1,874,007
販売費及び一般管理費		1,346,125
営業利益		527,882
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
還付加算金	1,163	
補助金収入	8,419	
債務勘定整理益	1,228	
その他	263	11,082
営業外費用		
支払利息	2,719	
支払手数料	1,556	
その他	140	4,415
経常利益		534,549
特別損失		
減損損失	632	
投資有価証券評価損	54,999	
固定資産除却損	1,429	57,061
税金等調整前当期純利益		477,487
法人税、住民税及び事業税	210,392	
法人税等調整額	△3,503	206,888
当期純利益		270,599
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△4,201
親会社株主に帰属する当期純利益		274,800

貸借対照表

（2019年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	996,509
現金及び預金	36,968
売掛金	609,311
前払費用	8,805
関係会社短期貸付金	322,800
貸倒引当金	△4,089
その他	22,713
固定資産	1,534,832
有形固定資産	21,449
建物	15,205
工具、器具及び備品	6,243
無形固定資産	9,828
ソフトウエア	9,828
投資その他の資産	1,503,554
関係会社株式	1,318,401
繰延税金資産	6,974
敷金	178,178
資産合計	2,531,342

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	1,400,111
1年内返済予定の長期借入金	161,580
関係会社短期借入金	1,148,000
未払金	36,909
未払費用	20,070
未払配当金	62
未払消費税等	8,002
未払法人税等	7,812
預り金	13,923
賞与引当金	3,750
固定負債	502,572
長期借入金	498,180
関係会社事業損失引当金	4,392
負債合計	1,902,683
（純資産の部）	
株主資本	628,639
資本金	189,193
資本剰余金	116,448
資本準備金	116,448
利益剰余金	323,099
その他利益剰余金	323,099
繰越利益剰余金	323,099
自己株式	△102
新株予約権	19
純資産合計	628,658
負債・純資産合計	2,531,342

損 益 計 算 書

（自2019年１月１日　至2019年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		441,354
営業費用		436,366
営業利益		4,987
営業外収益		
受取利息	6,841	
還付加算金	941	
その他	129	7,912
営業外費用		
支払利息	10,313	
支払手数料	1,556	
その他	212	12,081
経常利益		817
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	4,392	4,392
税引前当期純損失		△3,574
法人税、住民税及び事業税	8,370	
法人税等調整額	△2,286	6,083
当期純損失		△9,658

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月27日

株式会社Orchestra Holdings
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　美　香　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　幹　也　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの２０１９年１月１日から２０１９年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月27日

株式会社Orchestra Holdings
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　美　香　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新　居　幹　也　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの２０１９年１月１日から２０１９年１２月３１日までの第１１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月27日

株式会社Orchestra Holdings　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	石　崎　文　雄	㊞
監　査　役 (社外監査役)	杉　浦　直　樹	㊞
監　査　役 (社外監査役)	岩　波　竜太郎	㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番１号 A-PLACE恵比寿南５階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

交　通　ＪＲ・東京メトロ各線「恵比寿」駅より 徒歩３分

なお、会場入口は正面玄関のみとなります。

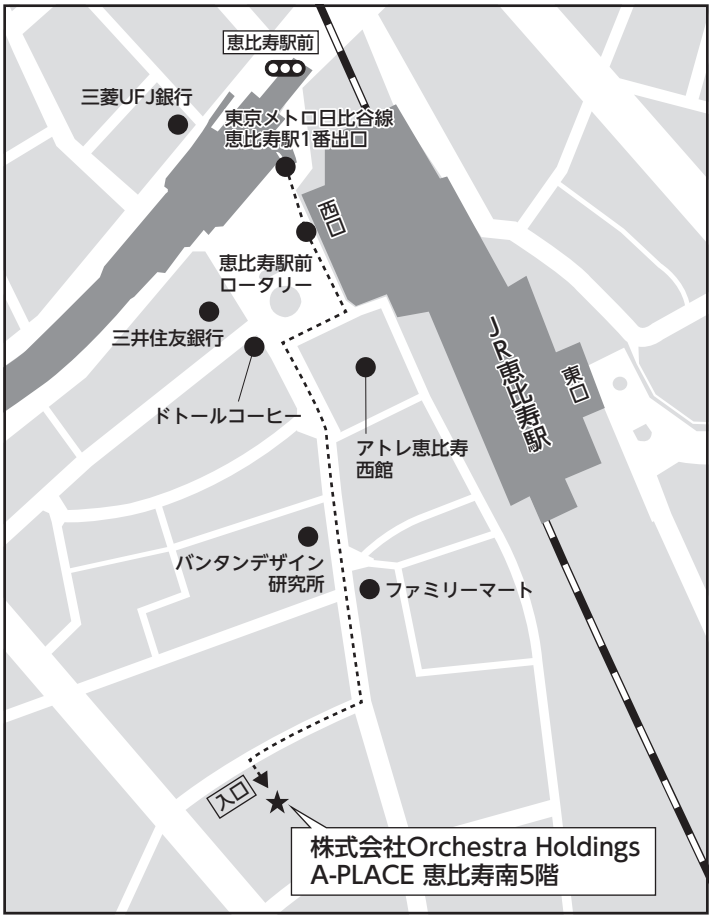

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。